

令和6年度

定期監査（第1回）及び  
財政援助団体等監査報告書

大網白里市監査委員

監 第 2 2 1 号  
令和6年11月22日

大 網 白 里 市 長 金坂 昌典 様  
大 網 白 里 市 議 会 議 長 小金井 勉 様

大網白里市監査委員 古川 光夫  
同 田辺 正弘

令和6年度定期監査（第1回）及び財政援助団体等監査の結果報告に  
ついて

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条  
第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

本報告は、大網白里市監査基準（令和2年大網白里市監査委員告示第2号）  
に準拠したものである。

# — 目 次 —

## 令和6年度定期監査（第1回）及び財政援助団体等監査報告

<b>第1 監査の概要</b> .....	1
1 定期監査 .....	1
(1) 監査の種類 .....	1
(2) 監査の対象及び説明聴取期日 .....	1
(3) 監査の範囲 .....	1
(4) 監査の着眼点 .....	1
(5) 監査の実施内容 .....	1
(6) 監査の結果 .....	1
2 財政援助団体等監査 .....	2
(1) 監査の種類 .....	2
(2) 監査の対象及び説明聴取期日 .....	2
(3) 監査の範囲 .....	2
(4) 監査の着眼点 .....	2
(5) 監査の実施内容 .....	2
(6) 監査の結果 .....	3
<b>第2 個別の監査結果</b> .....	4
1 定期監査	
・秘書広報課 .....	4
・議会事務局 .....	5
・監査委員事務局 .....	5
2 財政援助団体等監査	
・東金交通安全協会大網白里支部 .....	6
・大網白里市シルバー人材センター .....	7
・大網白里市産業文化祭実行委員会（産業の部） .....	8
・大網白里市水産加工協同組合 .....	9

\* 収入率及び執行率は、原則として小数点以下第3位を四捨五入した。

# 令和6年度定期監査（第1回）及び財政援助団体等監査報告

## 第1 監査の概要

### 1 定期監査

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

(2) 監査の対象及び説明聴取期日

監査対象課等	説明聴取日
秘書広報課 議会事務局 監査委員事務局	10月25日

(3) 監査の範囲

令和6年度（令和6年4月1日から令和6年8月31日まで）の財務に関する事務の執行等

ただし、必要に応じて上記期間以外も対象とした。

(4) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に従って適正かつ正確に行われているかなどを主眼とし、下記項目について検証した。

- ・ 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ・ 補助金等の交付に係る執行は適正に行われているか。
- ・ 契約事務は適正に行われているか。
- ・ 財産の取得、管理及び処分が適正に行われているか。
- ・ 備品の購入及び管理は適正に行われているか。
- ・ ルール等定めに沿った事務の運用が行われているか。
- ・ 郵券、現金の管理は適正に行われているか。 等

(5) 監査の実施内容

令和6年10月1日から令和6年10月25日まで、各課等から提出された監査資料及び関係書類帳簿を調査し、関係職員から説明を聴取した。

(6) 監査の結果

監査の対象となった事務事業は、おおむね適正であると認められた。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施時に指導したので記述は省略する。

各課等の個別の監査結果については別記のとおりである。

## 2 財政援助団体等監査

### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### (2) 監査の対象及び説明聴取期日

補助金交付団体	所管課	説明聴取日
東金交通安全協会大網白里支部	安全対策課	10月24日
大網白里市シルバー人材センター	高齢者支援課	
大網白里市産業文化祭実行委員会(産業の部)	農業振興課	
大網白里市水産加工協同組合	商工観光課	

### (3) 監査の範囲

令和5年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行等

### (4) 監査の着眼点

財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、所管課の団体に対する指導監督が適正に行われているかなどを主眼とし、下記項目について検証した。

#### ① 財政援助団体等

- ・ 事業が計画に従って実施され、十分な成果が上げられているか。
- ・ 補助金が、交付要件に従って支出されているか。
- ・ 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。 等

#### ② 所管課

- ・ 補助金交付要綱等により、補助対象事業の内容が明確にされているか。
- ・ 補助金の交付目的や交付要件は適切か、また公益上の必要性は十分か。
- ・ 補助額の積算根拠は適正か。
- ・ 補助金の支出に対して、審査の方法は適正か。
- ・ 補助金の成果の確認は、実績報告書等によりなされているか。 等

### (5) 監査の実施内容

令和6年10月1日から令和6年10月24日まで、財政援助団体等及び所管課から提出された監査資料及び関係書類帳簿を調査し、監査資料に基づき、財政援助団体等関係者及び所管課から説明を聴取した。

(6) 監査の結果

財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行及び市の当該団体に対する財政援助等に係る事務の執行については、おおむね適正であると認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられた。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施時に指導したので記述は省略する。

個別の監査結果については別記のとおりである。

【参考】 監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合</li><li>・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合</li></ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合</li><li>・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合</li></ul>
指導事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合</li><li>・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合</li></ul>

なお、事務処理等について適性を欠くと認められないものの、経済性・効率性・有効性の観点から、改善することにより適正な事務の執行が図られると認められるものに対する監査委員の見解を【意見】とした。

## 第2 個別の監査結果

### 1 定期監査

#### 〈秘書広報課〉

(1) 職員の配置状況（令和6年8月31日現在）（単位：人）

課等、班	職員数	職員内訳
秘書広報課	2	課長1 副課長1
秘書広報班	3	副主査1 主任主事1 主事1
合計	5	

(2) 所掌事務

班名等	主な事務分掌
秘書広報班	・市長及び副市長の秘書に関すること ・市広報その他広報刊行物の編集及び発行に関すること ・市ホームページに関すること 等

(3) 予算の執行状況（令和6年8月31日現在）

一般会計（歳入）（単位：円、%）

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率 (対調定)
雑入	1,296,000	731,000	731,000	0	100.00

一般会計（歳出）（単位：円、%）

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
文書広報費	9,754,000	4,910,495	4,843,505	50.34
秘書渉外費	7,094,000	5,749,450	1,344,550	81.05
合計	16,848,000	10,659,945	6,188,055	63.27

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正であると認められた。

## 〈議会事務局〉

(1) 職員の配置状況（令和6年8月31日現在）（単位：人）

課等、班	職員数	職員内訳
議会事務局	4	事務局長1 副主幹1 主任書記2

(2) 所掌事務

班名等	主な事務分掌
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の身分に関すること</li> <li>・本会議、委員会、全員協議会、その他諸会議に関すること</li> <li>・議案の調査に関すること 等</li> </ul>

(3) 予算の執行状況（令和6年8月31日現在）

一般会計（歳出）（単位：円、％）

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
議会費	121,057,000	56,504,603	64,552,397	46.68

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正であると認められた。

## 〈監査委員事務局〉

(1) 職員の配置状況（令和6年8月31日現在）（単位：人）

課等、班	職員数	職員内訳
監査委員事務局	2	事務局長1 主任書記1

(2) 所掌事務

班名等	主な事務分掌
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例月現金出納検査、決算審査、定期監査等に関すること</li> <li>・監査等の結果報告に関すること</li> <li>・住民監査請求等に関すること 等</li> </ul>

(3) 予算の執行状況（令和6年8月31日現在）

一般会計（歳出）（単位：円、％）

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
監査委員費	989,000	403,963	585,037	40.85

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正であると認められた。

## 2 財政援助団体等監査

### 〈東金交通安全協会大網白里支部〉

#### (1) 目的

交通関係機関との密接な連携のもと、会員相互の情報交換にも努めながら交通道德の普及高揚を促進するとともに、交通安全の指導・教育に関与し、地域の交通安全確保に寄与する。

#### (2) 事業の概要（令和5年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
東金交通安全協会大網白里支部事業補助金 ① 毎月の交通安全の日・自転車安全の日の街頭指導 ② 各学校等における交通安全指導 ③ 広報車による安全運転・安全歩行の呼びかけ ④ 保育所、幼稚園、小・中学校での交通安全教室の開催	692,296円	658,000円

#### (3) 監査の結果

##### 【指摘事項】

##### 補助金の使途について

指導活動費のうち班活動費について、班員一人あたり5,000円として市内5つの班に支給されている。各班では活動の際の飲料代のほか、班員の交通費等に充てるための活動費を支給しているが、各班により支給金額が異なるだけでなく、補助金の使途に補助金の適格性を欠く支出が確認され、繰越金も生じていた。

また、指導活動費の支部長経費及び教育活動費についても、聞き取りを行う中で、一部に補助金の適格性を欠く支出と判断されるものがあった。

補助金の交付に当たっては、限られた財源を分配するものであるから、市の計画、施策に沿うようその公益目的を検討し、それに対して有効な補助金の交付をなしえるよう、事業の目的や補助対象経費を明確にし、個別に考慮した支出基準を整備すること。

## 〈大網白里市シルバー人材センター〉

### (1) 目的

高齢者が自己の豊富な能力を積極的に活用し、健康で働くことにより自らの生きがいつくりや社会的参加を推進することにより福祉の増進を図る。

### (2) 事業の概要（令和5年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
大網白里市シルバー人材センター事業補助金 ① 就業に関する情報の収集及び提供 ② 就業に関する相談、調査研究 ③ 就業機会の確保及び組織的な提供	61,827,643円	4,320,000円

### (3) 監査の結果

#### 【指摘事項】

##### 補助金の交付事務について

大網白里市補助金等交付基準（補助金等の検証）によると、所管課は実績報告書が提出された時は、補助金等の不適切な使用がないかを補助対象事業経費に係る領収書等の支払証拠書類でその用途を確認することとされている。

所管課においては、実績報告時に補助対象経費の各科目の金額の確認は行ったものの、支払証拠書類を用いての検証をしないまま交付額を確定しており、補助金の決定に際しては審査が不十分であった。

所管課は、補助金が公金である以上、少なくともその内容を確認すべきであり、支払証拠書類の確認を行い、適正な事務執行に努めること。

#### 【意見】

##### 補助対象経費の精査について

大網白里市シルバー人材センター事業補助金交付要綱（別表）高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）において、補助対象経費は事業費15項目、管理費用15項目が挙げられている。

補助金交付額に対して対象科目が多く、所管課での4,320,000円分の支払証拠書類の確認作業が繁雑となることから補助対象経費の科目の見直しを検討されたい。

## 〈大網白里市産業文化祭実行委員会(産業の部)〉

### (1) 目的

地元農林水産・商工関係団体の活動PR、農業・商工各種団体及び中之条町による地場産品等の販売を通して市民の皆様へ地場産業を知ってもらい、地産地消の推進、地場産業の活性化に資するとともに、市民同士の交流とふるさと意識の高揚を図る。

### (2) 事業の概要 (令和5年度)

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
大網白里市産業文化祭事業補助金 ① 地元農産物・海産物等の即売 ② 姉妹町の中の条町の特産品の即売 ③ 商工会加盟者による青空市の実施 ④ 各種団体の展示・即売	3,193,117円	2,923,000円

### (3) 監査の結果

#### 【指導事項】

#### 補助金の増額について

令和5年度の産業文化祭において、補助金額2,000,000円のところ、923,000円を増額し2,923,000円とした。開催の8日前に変更申請を行っており、所管課への聞き取りによると、増額理由はステージ設置に伴う委託料、リース費用及び人件費等の増加によるものとのことであるが、本来は事前に見積徴収を行い、十分に打ち合わせを行うことで、開催直前の補助金の増額は避けられたと思われる。

また、やむを得ず補助金を増額したにもかかわらず、繰越金が144,851円生じている。

補助金は限られた財源を分配するものであるから、今後は安易に予算を増額することなく、綿密な計画に基づいた事業の遂行に努められたい。

## 〈大網白里市水産加工協同組合〉

### (1) 目的

水産加工品の消費拡大のためのPR、地域の活性化、後継者の育成

### (2) 事業の概要（令和5年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
大網白里市水産加工品魅力発信事業補助金 ① 共同購入している出荷用ダンボールに市のキャラクターマリンを印刷し全国各市場に出荷 ② 産業祭等での水産加工品の販売、試供品の出品	787,770円	441,000円

### (3) 監査の結果

#### 【指摘事項】

##### 補助金の交付事務について

大網白里市補助金等交付基準（補助金等の検証）によると、所管課は実績報告書が提出された時は、補助金等の不適切な使用がないかを補助対象事業経費に係る領収書等の支払証拠書類でその用途を確認することとされている。

対象経費の領収書には当該費用の記載がなく、補助対象経費がいくら支出されたか不明確であり、補助金の決定に際しては審査が不十分であった。

所管課は、補助金の交付が公金の支出である以上、少なくともその内容を確認すべきであり、支払証拠書類の確認を行い、適正な事務執行に努めること。

#### 【意見】

##### 補助金の配分について

補助対象となる魅力発信事業の事業計画について、共同購入している水産加工品用のダンボールにマリンを印刷することのほかに、イベント参加における水産加工品の展示・試食・無料配布、水産加工先進地への視察研修を計画しているにもかかわらず、補助金が充てられたのは、ダンボールの印刷のみであった。

また、補助金によるマリンのダンボール印刷のPR効果について聞き取りを行ったが、効果は明らかでなかったため、今後の検証が求められる。

魅力発信事業の本来の目的である、水産加工品の消費拡大、地域の活性化、後継者の育成を達成するために、ダンボールの印刷のみならず、その他の事業にも補助金を配分されたい。